

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）による地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和
5年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第15条第1項，第7項及び第8項中「国民健康保険税」を「保
険税」に改める。

第23条第2項中「国民健康保険税」を「保険税」に改め，同条
に次の1項を加える。

3 保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定す
る出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合
における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者
均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあ
つては，その減額後の被保険者均等割額）は，当該所得割額およ
び被保険者均等割額から，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞ
れ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額
の12分の1の額に，当該出産被保険者の出産の予定日（地方
税法施行規則第24条の30の5に定める場合には，出産の日。
以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前
月（多胎妊娠の場合には，3月前）から出産予定月の翌々月ま
での期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に
属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均
等割額

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した
被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとし
た場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の12分
の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度
に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては，その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては，その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め，「いう。）」の右に「または雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 保険税の納税義務者は，出産被保険者が世帯に属する場合には，次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名，住所，生年月日および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人

番号をいう。以下同じ。)

- (2) 出産被保険者の氏名，住所，生年月日および個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり，当該納税義務者は，次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には，その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には，出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は，出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず，市長が，当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は，第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（第23条に1項を加える改正規定及び第24条の2の次に1条を加える改正規定に限る。）による改正後の伊丹市国民健康保険税条例の規定は，令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。